

2023年度社会保障制度に関する要請について（回答）

- 提出者：鳥取退職者連合中部地区協議会、連合鳥取中部地域協議会
- 受付日：令和5年1月23日
- 回答日：令和5年2月27日

1. 地域包括ネットワークの推進について

- (1) 介護保険事業計画および地域医療介護総合確保基金活用計画の策定・執行にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢化社会への適応を両立させることを基本に進めること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険事業計画は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、策定しています。基本理念を「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざして」とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた地域包括ケアの姿を目指して取り組むこととしております。

また、地域医療介護総合確保基金の活用を検討する際には、「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、意見を反映することとしています。

- (2) 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアネットワークを推進すること。「地域ネットワークの要」として保険者ごとの地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとの地域包括支援センターを連携して総合相談・支援機能の強化をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では、地域包括支援センターを委託方式により運営しております。基幹的役割を持つ地域包括支援センターは設置していませんが、市内5か所に設置している各地域包括支援センターの管理者と定期的に会議等を行い、連携を図っています。

令和5年度からは重層的支援体制整備事業を実施し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター（福祉課題の解決に向けた身近な相談員）や、あんしん相談支援センター（複合課題に対応）など関係機関や民生委員等地域関係者が連携して、総合相談・支援機能の強化に取り組むこととしております。

- (3) 地域包括支援センター運営委員会等への住民代表の参加、協議内容の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で高齢者福祉に関する諸施策について協議を行い、地域包括支援センターの運営や介護保険事業についてもご意見をいただいています。協議会の内容は市のホームページでも公開しています。介護保険サービスについて、市民向けにリーフレットを作成したり、市のホームページに情報を掲載するなど周知を図っています。

(4)健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

本市では健康寿命の延伸に向けて「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康についての取組みを進め、日常生活における生活習慣病の発生予防に努めています。また「倉吉市地域包括ケア推進計画（第8期高齢者福祉・介護保険事業計画）」においても、「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざす」ことを基本理念とし、高齢者が活躍できる場づくり、在宅生活支援の促進、介護予防の充実などの取組みを進め、高齢者自身が地域活動の担い手として活躍したり、尊厳を保ちながら自分らしく社会生活を営むことができるよう支援をしています。二つの計画を整合性を図り、一体的に進めていきます。

2. 介護保険について

(1)介護を必要とする高齢者が介護保険制度を利用していない実態がみられる。高齢者に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。また、ヤングケアラーの課題解決に向けての支援策をはかること。また、そのための広報・掲示・各種セミナー等多様な媒体でサービス内容を周知し、市民参画を通じて地域特性を踏まえた介護保険制度の拡充をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険制度の周知について、ホームページへの掲載をはじめ、市報でお知らせしたり、リーフレットを作成する等により、市民への周知を行っております。

また、日常生活における困り事や介護サービス等の利用について、市役所長寿社会課および地域包括支援センターに気軽に相談していただけるよう、市民への周知を行っております。

ヤングケアラーの課題解決については、個別のケースに合わせ、県及び市内関係部署と連携しながら対応していきます。

(2)既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一律に「基本チェックリスト」実施を前提要件とするのではなく、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向も尊重しながら、要介護認定手続きを行っております。

(3)訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げをしないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護におけるそれぞれのサービスのうち、生活援助中心型の人員基準を緩和する改正が行われたのは、介護人材不足という喫緊の課題解決のため、専門性などに応じて人材を有効的に活用することを目的として制度改正が行われたものです。

国においては、生活援助中心型サービスは一定の研修を修了した者が担えることとし、県による初任者研修の実施などを充実させることで、人材の質の確保が図られております。

本市では、利用者の考えを尊重しつつ、自立支援に向けて必要とするサービスは適切に提供する体制を整えていきたいと思っております。

(4)地域在宅生活を支援する小規模多機能型委託介護事業を拡充すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画に基づいてグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年中に開設されました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズ、介護者の負担軽減に資する在宅サービスの確保に努めたいと思います。

(5)介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられております。県及び市内関係部署と連携して支援し、適切な指導等をしていきたいと思ひます。

また、感染症対応について、感染症による介護サービス提供体制への影響をできるだけ小さくしていくことが重要であることから、国・県と連携して感染拡大防止を図り、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援していききたいと思ひます。

(6)特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備については、県が整備する施設と市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームとがあります。本市においては、第9期介護保険事業計画策定の中で、施設整備の必要性について検討していききたいと思ひます。

また、特例入所については、県の指針に沿ってその必要性を適正に判断することに努めたいと思ひます。

3. 介護労働者の処遇改善と人材確保について

(1)介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年に介護人材確保に向けた処遇改善策として、キャリアのある介護職員への更なる処遇改善をベースとして「介護職員等特定処遇改善加算」が行われましたが、この処遇改善においては、原則「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「介護職員以外の職員」に傾斜配分することとされていますので、介護事業所で働くすべての労働者に範囲が及ぶ改善策となっております。

介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいききたいと思ひます。

(2)介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施していききたいと思ひます。

(3)介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

関係法令に基づく衛生管理体制等が整備され、労働災害の防止や労働者の健康の保持が図られるよう、介護サービス事業所の指導監督を県と連携して取り組んでいききたいと思ひます。

4. 認知症対策について

- (1) 「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」という新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症の人やその家族に対する支援には地域の見守りが不可欠です。認知症に対する専門的な助言や、正しい知識と理解を深めるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族等への相談支援、「認知症サポーター養成講座」等の地域住民への啓発活動を、地域包括支援センターと連携しながら取り組んでおります。

認知症高齢者等で行方不明になる心配のある人を家族の同意により事前登録制度を実施し、地域住民、自主防災組織、生活関連事業者などが参加した見守りネットワークの整備を行っております。

- (2) 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度から、重度化する前に早期の対応を図るため医療や介護の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを編成して取り組んでおります。

医療介護連携の推進については、1市4町で多職種・多機関の参加による研修や意見交換等、医療・介護関係者の情報共有や連携支援等に取り組んでおります。今後、認知症の早期診断・早期対応の体制整備についても協議していきたいと思っております。

- (3) 認知症高齢者が、事故で第三者に損害を負わせた場合の発生を防止する社会的な施策を整えとともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える個人賠償保険制度を創設すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一部自治体では認知症の人の事故などへの損害賠償救済支援策を講じる動きがありますが、現在、本市においては事故が多発しているような状況でもなく、具体的な損害賠償制度の施策は講じておりません。国においても既に議論が行われており、現状は高額な損害賠償事例の少なさ等から、損害賠償保険自体の周知・啓発を行うこととされたと同様でございます。

今後の動きに際しては、国や県内の他市町村の動向を注視していきたいと思っております。

- (4) 国会で継続審議となっている「認知症基本法」制定を早期に制定するよう国に要望すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年6月に議員立法によって提出された「認知症基本法」は、継続審議となっております。早期制定が望まれるところで、今後の国を動向を注視していきたいと思っております。

5. 地域公共交通の充実について

- (1) 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市では北谷地区・高城地区において、平日の昼間、路線バスの利用が少ない時間帯に、路線バスの代わりに予約型乗合タクシーを運行しています。また、一部地域において、NPO法人や地域の任意団体による共助交通も導入されており、公共交通の補完的役割を担っています。

地方の人口減少により公共交通の利用者が減少傾向にある中、公共交通体系を効率的にダウンサイジングしながら、まちづくりとも連携させ、より地域の実情とニーズにマッチした交通網を構築していくことが重要と考えています。

また、運賃体系や路線の見直しにより、誰にとっても分かりやすく利用しやすい公共交通となるよう、事業者と共に検討していきます。

(2)利用者の利便性の向上のためバリアフリー化とシームレス化（連結・切れ目のない）交通手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

乗り継ぎの円滑化をはかるための交通結節点の整備につきまして、主な結節点である倉吉駅では、倉吉市交通バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化の整備が行われております。結節点としてのスムーズな乗り継ぎに関しても、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進計画の策定により、より利便性の高い移動が可能となるよう検討していきます。

また、路面の整備につきましては、鳥取県において、バス停周辺の歩道と車道の段差を解消する事業を行っており、段差の解消が必要な箇所につきましては、鳥取県に対して要望していきます。

あわせて、路線バス事業者においては、バス車両購入に対する補助金を活用し、既存バス車両を順次低床車両に更新、車椅子乗車対応とするなどバリアフリー化を図っており、継続的な取り組みとしていくこととしております。

(3)移動困難者の対策をはかること

高齢化による運転免許証の返納者、買い物や通院、通学など日常生活における移動困難者に対して適切な移動手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

地方の少子高齢化や労働人口減少により、交通事業者においては乗務員不足が深刻な問題となっています。また、共助交通等の地域における支え合いの仕組みという観点でも、マンパワー不足が様々な取組みの阻害要因となっています。

自ら運転が困難な方の移動手段として、路線バスなどの公共交通機関、タクシー、共助交通などが挙げられますが、もはや「交通」というカテゴリの中だけでは、地域の交通課題が解決できない状況になりつつあります。支える側・支えられる側といった概念にとらわれず、民間企業等とも連携しながら、様々な資源を総動員した取組みが行えるよう検討していきます。

また、公共交通の維持・確保には「乗って守る」取組みが必須です。必要な路線をしっかりと残していくために、地域住民皆様にもご協力をお願いしていきたいと考えております。

(4)高齢者ドライバーによる事故防止のため、ドライブレコーダー購入と踏み間違え装置の助成制度の内容と充実をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢者ドライバーによる事故防止については、交通安全の啓発、周知活動を行い、踏み間違え装置などの安全装置の利用を勧めていきます。必要に応じて、運転免許証の返納も勧めていきたいと思っております。

ドライブレコーダー購入と踏み間違え装置の助成制度については、本市では現在のところ考えておりませんが、今後の他市町村の動向も注視していきたいと思っております。

6. 低所得高齢単身女性に関することについて

(1)住宅セーフティネット法が改正されたことから、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録は鳥取県が行っています。本市においては、県や3市と共に鳥取県居住支援協議会に参画しており、協議会を通じて住宅の登録を促進していきます。

セーフティネット住宅情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>) では、鳥取県内で898棟6,260戸、倉吉市内で119棟861戸の登録(令和5年1月26日現在)がありますので、鳥取県居住支援協議会が設置しているあんしん賃貸相談員(東・中部担当相談員専用携帯電話090-7135-3686 E-mail anshin-e@tottori-takken.or.jp)にご相談ください。

(2) 居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質のものであるため、入居の募集は、特別な事由（災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替えによる住宅の除却等）がある場合を除き、公募によらなければならないこととなっていますが、本市では高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の世帯に対して、間取りや階層等を考慮した上で住戸を選定し優先募集を行っています。

また、公営住宅は親族2名以上での入居を条件としていますが、60歳以上の方には単身での入居を認めています。

新たに住宅を整備する際には全ての住戸のバリアフリー化を図っています。

高齢単身女性に限定した優先入居制度はありませんが、高齢者の入居に配慮した環境を整えています。

(3) 入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

本市が参画している鳥取県居住支援協議会の会員である居住支援法人の特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所（倉吉事務所：見日町600 Tel：24-6551）が緊急連絡先、近隣迷惑行為時の対応、見守り、家賃滞納時の指導を行っています。

保証人がいない場合は、鳥取県居住支援協議会の会員である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を窓口として鳥取県家賃債務保証事業により住宅確保要配慮者の入居支援を行っていますので、あんしん賃貸相談員にご相談ください。

(4) 安心して病院・福祉施設に入院・入所できるようにすること。

（本市には市立病院・福祉施設がないため、回答なし）

(5) 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

（本市には市立病院・福祉施設がないため、回答なし）

7. 社会的孤立や孤独死の防止対策をすること

(1) 高齢単身者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢化の進展において、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するためには、社会参加を促す取り組みや、地域住民による見守り、支え合いが行われる地域づくりの取り組みが重要と考えております。

地域での身近な相談窓口の充実と重層的な相談体制や早期対応のための包括的支援体制の整備が重要であり、社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、さまざまな関係機関・団体等と連携が図られるよう、ネットワークの構築に取り組んでいきたいと思っております。

平成20年度からは県内25事業所と協定を締結し、住民生活に異常を発見した際、通報を受ける体制も構築しております。

8. 高齢者の消費者被害防止をはかること

- (1) 高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

高齢者からのさまざまな相談は、地域包括支援センター、倉吉市市民生活相談窓口などで対応しており、消費者被害に関する相談をお受けした際は、中部消費者生活センターなどの専門の相談機関へつなぐなどすみやかな対応を行っているところです。また、令和4年4月1日に地域包括支援センターを中心とした関係団体による「消費者被害情報共有会議」を設置して、高齢者等の消費者被害の防止に向けた情報共有を行うなど、関係機関と連携した取り組みを始めました。引き続き、消費者行政の推進、関係機関との連携強化を図っていきます。

9. ジェンダー平等に関して

- (1) 男女共同参画基本法に基づく、「第5次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し推進すること。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

本市では、男女共同参画基本法に基づき第6次くらし男女共同参画プランを策定し、令和3年度から令和7年度までの5カ年計画で「男女共同参画のまちくらし」の実現を目標とし、男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし各種施策に取り組みます。

また、令和4年10月に本市で開催された日本女性会議において、多くの地域の方々に企画運営に参画していただき男女共同参画に関する問題意識を共有することで気運醸成につながりました。

今後とも、本大会の成果を活かすと共に、国の第5次男女共同参画基本計画において取り込まれる施策を積極的に啓発推進していきます。

- (2) 政策・方針決定など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

本市の政策・方針決定など意思決定の場に積極的に女性に参画していただく機会を提供するため、また、地域における女性リーダーの養成を促進するため、女性人材登録制度を設けています。令和4年10月に本市で開催された日本女性会議の準備に関わった多くの関係者にも働きかける等機会をとらえて登録を推進しており、今後も各種意思決定の場への参画を促進していきます。

防災に関する方針決定、現場対応についても、第6次くらし男女共同参画プランの重点目標「だれもが安心して暮らせる環境整備」の施策の方向の中で男女共同参画の視点に立った防災活動を推進し、女性の視点を取り入れた防災訓練・研修、避難所運営の実施及び避難所資材等の整備に取り組んでいきます。

- (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する」法律の制定により、2024年4月施行される本市の実効性ある施策について説明されたい。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8220】

本要請書にありますとおり、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

この法律では、国は困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（「基本方針」）を定めることとされており、今度策定される国の基本方針に基づき、本市におきましても、施策を進めていきたいと考えております。

本市は、倉吉市男女共同参画基本計画「第6次くらし男女共同参画プラン」の基本目標の一つを「安心・安全に暮らせる社会づくり」とし、女性であることで複合的に困難な状況に置かれることなく、一人ひとりが安心して充実した生活を送ることができる支援に取り組んでおります。

10. その他

(1) 公立学校・公共施設の和式トイレを洋式トイレに改善すること。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

小中学校の校舎及び屋内運動場のトイレについては、全て洋式トイレに改修済です。

【回答：総務課 Tel 22-8112】

本市が策定しています「倉吉市公共施設等総合管理計画」におきまして、今後も維持していく施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ることと定めており、公共施設のトイレの洋式化につきましても、本計画に基づき進めていきたいと考えています。

(2) 近年、老朽化した危険空き家が増加傾向にあり、その現状と相談件数と課題解決の取り組みを説明されたい。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

倉吉市の現状について、ご承知のとおり、全国と同様に人口減少等に伴って空き家は増加傾向にあり、倉吉市で把握している「著しく保安上危険ないわゆる特定空家等」の件数は、平成30年度から290件程度で推移しています。

次に相談件数について、令和4年度の4月から12月までの期間に、所有者からの相談、地域住民等からの通報や情報提供、自治公民館要望など含めて100件程度の相談を受けており、空き家の増加に比例して、相談件数も毎年、増加傾向となっています。

最後に課題解決の取り組みについて、倉吉市では、平成31年3月に空家等対策計画を策定して、空き家の問題解決に向けた取り組みを行っています。

危険な空き家に対しては、情報提供等を受けて、現地調査や所有者調査を実施し、所有者等に対して行政指導や交渉等を行い、併せて、老朽化した保安上危険な空き家の解体費用に対して除却支援策を講じて、危険な空き家の発生予防・増加抑制に繋げる取り組みを行っているところです。

令和3年3月からは、空き家所有者の相談サポートの支援強化を図るように官民共同事業として、空き家所有者からの相談窓口を担い、所有者に対してサポートを行う民間事業者（㈱ジチタイアド）と空き家総合サービス「アキソル」について協定を締結して課題解決に向けた取り組みを進めていますのでご承知ください。

今後の取り組みとして、空き家の所有者には高齢者も多いため、生前から、その家族を含め、住宅を空き家としないといった意識を醸成するため、「終活（エンディングノート）」の一貫としての「空き家対策」の重要生や空き家のリスク等について、所有者等への意識の啓発や働きかけを促進する仕組み・体制づくりが求められているところです。